

養護者による障害者虐待へのアプローチ

—市町村障害者虐待防止センター職員の実践ガイドラインと影響要因—

寺島 正博 福岡県立大学人間社会学部

要旨：本研究では、市町村障害者虐待防止センター職員の虐待対応支援に関する実践ガイドラインと、それに影響を与える要因を探求することを目的とした。全国の養護者による虐待対応支援の実務経験を持つ職員を対象に、265 箇所からアンケートの回答を得た(回収率：51.4%)。

因子分析を通じて、「養護者との関係性の構築と真意を読み取る支援」、「障害者との関係性の構築と現状を見極める支援」、「判断基準の統一と迅速で最善な虐待対応支援に繋げる連携協力体制」の 3 つの主要因子を抽出し、構成概念の妥当性を確認した。そして、無自覚な養護者に対する虐待対応支援については、虐待防止センター職員が養護者への理解と共感を示し、養護者の自覚を促し、虐待の再発防止に寄与するプロセスを明らかにした。

Key Words：市町村障害者虐待防止センター，養護者の無自覚な虐待，虐待対応支援，実務経験

● I. はじめに

障害者虐待(以下、虐待と省略する。)は深刻な社会問題であり、過去には「みひかり園(鹿児島県)」、「カリタスの家(福岡県)」、「アカス紙器(茨城県)」といった事例が刑事裁判に発展している*1)。これらの事件には、障害者の権利擁護システムの欠如が潜在的な要因として存在しており、さらには、虐待の現実に対して無力な状態に置かれた障害者が、虐待による直接的な被害とともに、人間としての尊厳の侵害といった悲惨な状況を引き起こしている。こうした虐待に関する勉強会が厚生労働省(2005)⁹⁾において開催され、その後、養護者(障害者を現に養護する者であって、父母やきょうだいでだけでなく、配偶者、親戚等も含まれる。以下同じ。)の物理的あるいは精神的負担の軽減を図る観点から、養護者に対する支援が検討され、2011(平成 23)年 6 月 17 日に障害者虐待の防止に向けて「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、虐待防止法と省略する。)」が成立した。

しかし、2021(令和 3)年度の厚生労働省(2023)¹²⁾の調査結果によれば、虐待の相談・通

報件数は、養護者による虐待が 7,337 件、障害者福祉施設従事者等による虐待が 3,208 件と、両者はともに過去最多を更新し、特に養護者による虐待は、警察からの通報が含まれたことも要因となり、障害者福祉施設従事者等による虐待の約 4.4 倍もの相談・通報が寄せられている。

養護者による虐待の問題を理解し、防止するためには、複雑な要素に対する深い洞察が求められる。この観点から、先行研究を基礎に、障害者、養護者、そして、家庭環境の 3 つの側面を中心に虐待の発生要因を分析し、それぞれの要因が虐待という結果にどのように影響を及ぼすかを明らかにする。

障害者に関する要因としては、他者に虐待の事実を伝えることの困難さ(Curry et.al., 2011)¹¹⁾や、虐待に対する脆弱性(Emily et.al., 2017)¹²⁾が指摘されている。これらを克服するためには、虐待認識教育の普及、専門的なカウンセリングや心理的サポートの提供、アクセシビリティの改善、そして、障害者が安心して生活できるコミュニティの形成等が求められる。また、養護者に関連する要因としては、虐待認識の欠如や経済的困窮(小森, 2012)⁸⁾が指摘されている。この点から、虐待防止教育やカウンセリングの提供、就労や金融等の経済的支援の提

供が必要となる。さらに、家庭環境に関する要因としては、家族機能の弱体化(五味ら, 2014)⁹⁾や、家庭内で養護者と障害者が孤立している事実(宗澤, 2012)¹⁰⁾が指摘されている。これに対し、地域の支援団体や社会資源への繋がりを促進し、家庭内のコミュニケーションや問題解決スキルの向上を目指す教育や支援、家庭訪問やカウンセリング等を通じて、家族機能の強化や孤立の解消を支援することが求められる。

養護者による虐待は、養護者自身の問題だけでなく、障害者と家庭環境の問題も深く結びついている。養護者の精神的・物質的状况、障害者の置かれた状況、そして、家庭環境の問題がどのように相互に影響を及ぼし、虐待という結果に繋がるのか。その相互作用する複雑なメカニズムを理解することが、養護者による虐待の防止に向けた重要な一歩になると考える。さらに、社会的、文化的、制度的な要素も含めたより広範な視点から虐待の発生要因を探ることが必要となる。そして、これらの要素が織りなす複雑な関係性を詳細に考察し、個々の事例に合わせた虐待対応支援を提供することが求められる。

障害者福祉を担当する部局や市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センター(以下、虐待防止センターと省略する。)の機能が重要となる(虐待防止法第 32 条第 1 項)。虐待防止センターは、夜間や休日を問わず(厚生労働省, 2022)¹¹⁾、養護者からの虐待に関する通報や届出を受理し、虐待防止や被害者保護についての相談・指導・助言等の虐待対応支援を提供することが求められる(同法第 32 条第 2 項)。

しかし、虐待防止センターの虐待対応支援については、詳細な支援方針の策定や、無自覚な養護者に対する具体的なガイドラインの作成とその実行という課題が存在している。虐待防止法第 34 条では、市町村や虐待防止センターに専門的知識や経験を有する職員を確保することが規定されているが、一部の地域の虐待防止センターでは、職員の対応判断に関して研修の必要性がある(大村ら, 2014)¹²⁾ことや、養護者の感情に寄り添う支援体制が不十分である(鈴木 2016)¹³⁾ことが指摘されている。虐待判断等を行う市町村職員を対象とした調査結果(日本総合研究所, 2019)¹⁴⁾においても「分離・再統合を行うための判断をすることが難しい(64.1%)」や「被虐待者・虐待者から支援や介入の拒否があり、関係構築が難しい(57.9%)」といった問題が最も高い割合で示されており、障害者や養護者のそれぞれの特性に応じた虐待対

応支援が不可欠であるといえる。また、養護者による虐待において最も多い要因は「養護者が虐待とは認識していない(42.3%)」状態であり(厚生労働省, 2023)¹²⁾、養護者が自身の行動、感情、思考に対する認識が不完全または欠如している状態^{*2)}で起こる虐待、いわゆる「養護者の無自覚な虐待」に対する支援を展開することが切迫して求められる。

虐待防止センターが直面するこれらの課題を解決するためには、効果的な虐待対応支援を明らかにし、その実施を進める必要がある。具体的な対策や戦略を探求することは、虐待防止センターにおける虐待対応支援の研究において極めて重要なテーマとなる。

そして、これらの課題に対処するには、多くの虐待防止センター職員の実践経験から得た具体的な虐待対応支援の方法を明らかにすることが重要であると考えられる。これは、虐待防止センター職員が増加する虐待事案に対し、障害者の生命や安全を最優先させ、障害者が主体的に生活できるよう、それぞれの問題に尽力し、成果を挙げていることがある。つまり、このような実践方法は、これらの課題解消に向けた視点を示し、道筋を示唆するといえる。このように、虐待防止センター職員に共通した虐待対応支援の明確化は、まさに虐待対応支援における実践ガイドラインを示すことになる。そして、この視点は、課題解消の要因を明らかにするだけでなく、虐待防止センター職員間で共有を可能にし、虐待対応支援の統一化にも繋がることから、虐待防止センターの実践において極めて重要な要因であるといえる。しかし、これまで行われてきた虐待防止センター職員に関する研究では、虐待対応支援の具体的な支援方針や、無自覚な養護者に対する具体的なアプローチについて、十分に評価や分析が行われているとはいえない。

本研究の目的は、虐待防止センター職員が過去の事例で用いた具体的な虐待対応支援の認識を定量的に調査し、それらがどのように虐待防止センター職員にとって効果的であると評価されているのかを統計分析を通じて解明することである。本研究の意義は、深刻な社会課題である養護者による虐待の防止に貢献することである。客観的なデータに基づいた分析を通じて、虐待防止センター職員の虐待対応支援の現状や改善策を提供し、その評価に資するだけでなく、虐待防止センター職員の役割や重要性を社会全体に広く公開することを可能にする。

II. 方法

1. 調査対象者と方法

本調査は、全国の虐待防止センターにおいて虐待対応支援の実務経験を有する職員を対象とした。2021(令和3)年7月31日時点でWeb上で確認可能な1,723箇所の虐待防止センターに対し、虐待防止センター長宛てにアンケート書式を一斉に配布した。それぞれの虐待防止センターからの回答者の数を上限4人と設定した。これは、各虐待防止センターからの多様な意見を反映させることを可能としている一方で、特定の虐待防止センターからの回答が多くなることで生じるデータの偏りを防ぐための措置である。調査期間は、2021(令和3)年11月1日から12月17日までとした。

この結果、アンケートの回答は265箇所の虐待防止センターから、合計で526票得られた。最終的な回答率は、最大可能回答数(265箇所×4人=1,060人)に対して約51.4%であった。そして、欠損値があった回答は除外し、分析対象となったのは515票(回答数の97.9%)であった。

2. 調査項目と内容

本調査は「基本属性」、「虐待対応の全体的な手続き」、「無自覚な養護者に対する虐待対応支援」から構成した。まず、基本属性については、性別、年齢、虐待防止センターの経験年数、福祉現場(障害分野を始め高齢者分野や児童分野等)の通算経験年数、福祉系学校(福祉を学ぶ大学・短大・専門学校・高校のそれぞれの通学・通信課程)の卒業、保有資格(社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士)を質問した。

次に、虐待対応の全体的な手続きには、通報受付・事実確認・障害者支援・養護者支援など様々な場面が含まれる。本調査では、厚生労働省(2018)¹⁰⁾が各地方公共団体に向けて作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(以下、「虐待の手引き」と省略する。)」および日本総合研究所が各地方公共団体に実施した「養護者による虐待における養護者支援の実態調査結果(日本総合研究所, 2019)¹⁴⁾」を基に、虐待防止センター職員がどのような視点で障害者支援や養護者支援を展開しているのか、また、どのように虐待防止センター内や関係機関等と連携を図っているのかを質問した。なお、虐待対応支援とは、これら全ての場面で提供される全般的な支援を指す。

無自覚な養護者に対する虐待対応支援についても、「虐待対応の全体的な手続き」で用いた資料を基に、虐待防止センター職員が無自覚な養護者に対する虐待対応支援についてどのように認識しているのかについて質問した。

虐待対応の全体的な手続きの質問項目は、5段階法のリッカートスケールを用いて「しっかりと実現している(5点)」から「実施(実現)していない(1点)」の回答肢を設定した。「実現している」とことと本研究の目的にある虐待防止センター職員の「効果的」との関連性については、次の三つの観点から説明できる。まず一つ目に、具体的な実施状況の把握がある。これは、虐待防止センター職員が日々の業務でどの程度支援活動を実行しているかを定量的に評価することで、理論上の効果ではなく現場での実際の効果を把握することができるという点である。二つ目に、支援活動の成果との関連性がある。支援活動が「実現している」場合、その活動の結果として被支援者に与える影響や成果が期待されることから、支援活動が効果的であるかどうかを間接的に評価することができる。三つ目として、職員の認識の確認がある。これは、虐待防止センター職員が支援活動をどの程度「実現している」と認識しているかを調査することで、職員自身の評価と外部評価の一致度を確認することができ、高く評価している活動は効果的であると感じている可能性が高いという点である。

無自覚な養護者に対する虐待対応支援の項目については、3段階法のリッカートスケールを用いて「その通りである(3点)」から「その通りではない(1点)」の回答肢を設定した。複数回に渡り虐待対応支援を経験している場合には、個別の事例ではなく総体的な回答を依頼した。

質問項目については、虐待対応の項目を直接用いていることで虐待防止センター職員にバイアスがかかる可能性を回避するため、中立的かつ客観的な表現を用いるよう努めた。具体的には「実現している」という選択肢を設け、虐待防止センター職員が自身の実施状況を冷静に評価できるよう設計した。また、無自覚な虐待に関する項目については、直接的な質問を避け、間接的に情報を収集する手法を採用した。具体的には、無自覚な虐待に関する認識やその要因、支援における注意点について回答を求め、虐待防止センター職員が自己評価を行う際に過度な自己防衛や自己正当化を避けることを意図している。

Table 1 回答者の基本属性の分布

基本属性	カテゴリー	度数	%
性別	男性	233	45.2
	女性	282	54.8
年齢	20代	39	7.6
	30代	149	28.9
	40代	207	40.2
	50代	96	18.6
	60代以上	24	4.7
虐待防止センターの経験年数 (M: 3.8年, SD: 2.9)	4年未満	283	55.0
	4年以上	232	45.0
福祉現場の経験年数 (M: 12.1年, SD: 8.6)	4年未満	78	15.1
	4年以上7年未満	82	15.9
	7年以上10年未満	76	14.8
	10年以上13年未満	63	12.2
	13年以上16年未満	53	10.3
福祉系学校	16年以上	163	31.7
	卒業している者	269	52.2
保有資格	社会福祉士	217	42.1
	精神保健福祉士	115	22.3
	介護福祉士	67	13.0

Table 2 虐待防止センター職員の虐待対応支援における30項目の平均値と標準偏差

項目内容	M	SD
1 障がい者の表情を注意深く観察する	3.77	0.86
2 障がい者とよくコミュニケーションを取る	3.66	0.88
3 障がい者の潜在能力を探り、明らかにする	3.03	0.97
4 障がい者自身の思い(希望・不安等)を聞き、明らかにする	3.70	0.93
5 障がい者自身の思い(希望・不安等)を実現・解消する	3.38	0.93
6 障がい者と信頼関係を築く	3.48	0.91
7 障がい者から養護者の日頃の状況を聞き、明らかにする	3.43	0.95
8 障がい者から養護者の思い(希望・不安等)を聞き、明らかにする	3.31	1.02
9 障がい者に養護者の接し方をアドバイスする	2.76	1.04
10 障がい者に虐待対応の進め方や方向性を明確に示す	3.06	1.08
11 養護者の表情を注意深く観察する	3.63	0.98
12 養護者とよくコミュニケーションを取る	3.36	1.04
13 養護者の潜在能力を探り、明らかにする	2.95	1.00
14 養護者と信頼関係を築く	3.08	0.98
15 養護者自身の思い(希望・不安等)を聞き、明らかにする	3.41	0.98
16 養護者自身の思い(希望・不安等)を実現・解消する	3.03	0.97
17 養護者から障がい者の思い(希望・不安等)を聞き、明らかにする	3.25	0.99
18 養護者が虐待であることを理解し、振り返ることができるようにする	2.91	1.02
19 養護者に障がい者との関係性が再構築できるようにする	2.87	0.99
20 三者間(障がい者・養護者・職員)のつながりを築く	3.06	1.03
21 管理者と虐待の判断基準を統一する	3.64	1.10
22 日頃から管理者とよくコミュニケーションを取る	3.72	1.09
23 他の職員と虐待の判断基準を統一する	3.63	1.06
24 何か問題が生じた時、よく他の職員に相談する	4.13	0.85
25 他の職員から虐待対応のアドバイスを受ける	3.87	1.01
26 他の職員へ虐待対応のアドバイスをする	3.37	1.11
27 日頃から職員同士でよくコミュニケーションを取る	4.07	0.89
28 虐待事例において関係部署との連携はスムーズである	3.56	0.95
29 虐待事例において外部機関との連携はスムーズである	3.15	1.04
30 外部機関から虐待対応のアドバイスを受ける	2.95	1.19

全国の虐待防止センターを対象に無作為抽出法により選ばれた 10 カ所でプレテストを実施し、その結果を基に、虐待対応の全体的な手続きの質問を 30 項目(詳細については Table 2 に示す.)、無自覚な養護者に対する虐待対応支援の質問を 4 項目(質問内容: 養護者が無自覚で虐待を行うケースは多いと思いますか、養護者が無自覚な場合に虐待対応支援が長期に及ぶケースは多いと思いますか、養護者が無自覚な場合に分離保護となるケースは多いと思いますか、同居家族も虐待に気づいていないと思いますか。)に絞り込んだ。これらの項目は、社会福祉研究者 2 人と虐待防止センター職員 2 名によるエキスパートレビューを受け、内容の妥当性が確認された。

3. 倫理的配慮

本調査は、筆者が所属する福岡県立大学の研究倫理審査の承認を得て実施した(承認番号: R3-1)。調査依頼書には、回答が個人の自由意志であり、質問の一部について参加を拒否することも可能であること、また、調査内容を本研究以外には一切使用しないことを記載した。

4. 分析方法

基本属性については記述統計を算出した。虐待対応の全体的な手続きについては項目分析を行い、その後、探索的因子分析を実施した。分析では一般化最小 2 乗法を用いて因子を抽出し、因子間の相関を想定してプロマックス回転を行った。因子モデルの構成概念の妥当性は、分散構造分析による確認的因子分析により確認した。抽出された因子と無自覚な養護者に対する虐待対応支援の関連については、一元配置分散分析により分析した。分析には統計ソフト SPSS29.0 および Amos25.0 を使用した。

III. 結果

1. 回答者の基本属性

回答者の基本属性の分布を Table 1 に示す。性別は男性 233 人(45.2%)、女性 282 人(54.8%)であった。年齢は平均 42.7 歳であり、40 代が 207 人(40.2%)と最も多く、40 代を中心に幅広い年代からの回答を得ることができた。虐待防止センターの経験年数は平均 3.8 年であり、福

Table 3 虐待防止センター職員の虐待対応支援における必要不可欠の視点の探索的因子分析の結果

因子名・項目内容	因子負荷量		
	1	2	3
第1因子: 養護者との関係性の構築と真意を読み取る支援 ($\alpha = .955$)			
12 養護者によくコミュニケーションを取る	0.892	-0.017	0.004
15 養護者自身の思い(希望・不安等)を聞き、明らかにする	0.854	0.022	0.024
14 養護者と信頼関係を築く	0.841	0.053	-0.062
16 養護者自身の思い(希望・不安等)を実現・解消する	0.841	0.047	-0.052
18 養護者が虐待であることを理解し、振り返ることができるようにする	0.809	-0.064	0.052
17 養護者から障がい者の思い(希望・不安等)を聞き、明らかにする	0.801	0.074	0.028
19 養護者に障がい者との関係性が再構築できるようにする	0.784	-0.049	0.072
20 三者間(障がい者・養護者・職員)のつながりを築く	0.771	-0.038	0.068
13 養護者の潜在能力を探り、明らかにする	0.737	0.164	-0.095
11 養護者の表情を注意深く観察する	0.700	0.121	0.076
第2因子: 障害者との関係性の構築と現状を見極める支援 ($\alpha = .935$)			
6 障がい者と信頼関係を築く	-0.032	0.862	-0.006
4 障がい者自身の思い(希望・不安等)を聞き、明らかにする	-0.029	0.851	0.028
2 障がい者によくコミュニケーションを取る	-0.002	0.792	0.065
5 障がい者自身の思い(希望・不安等)を実現・解消する	-0.019	0.768	0.081
3 障がい者の潜在能力を探り、明らかにする	0.102	0.727	-0.075
7 障がい者から養護者の日頃の状況を聞き、明らかにする	0.129	0.721	0.023
8 障がい者から養護者の思い(希望・不安等)を聞き、明らかにする	0.153	0.721	-0.073
1 障がい者の表情を注意深く観察する	0.096	0.668	0.095
10 障がい者に虐待対応の進め方や方向性を明確に示す	0.038	0.627	0.004
9 障がい者に養護者の接し方をアドバイスする	0.181	0.611	-0.111
第3因子: 判断基準の統一と迅速で最善な虐待対応支援に繋げる連携協力体制 ($\alpha = .902$)			
24 何か問題が生じた時、よく他の職員に相談する	-0.027	-0.105	0.882
25 他の職員から虐待対応のアドバイスを求める	0.003	-0.106	0.837
23 他の職員と虐待の判断基準を統一する	0.047	-0.009	0.813
27 日頃から職員同士でよくコミュニケーションを取る	-0.005	-0.061	0.806
21 管理者と虐待の判断基準を統一する	-0.063	0.102	0.788
22 日頃から管理者とよくコミュニケーションを取る	-0.097	0.159	0.729
28 虐待事例において関係部署との連携はスムーズである	0.085	0.062	0.534
26 他の職員へ虐待対応のアドバイスを求める	0.037	0.182	0.490
29 虐待事例において外部機関との連携はスムーズである	0.162	0.022	0.454
30 外部機関から虐待対応のアドバイスを求める	0.154	-0.028	0.427
固有値	13.910	2.965	1.499
因子寄与	46.365	9.884	4.997
平均値	3.155	3.359	3.611
因子間相関			
第1因子	—	—	—
第2因子	0.725	—	—
第3因子	0.483	0.527	—

社現場の通算経験年数は平均 12.1 年であった。福祉系学校を卒業している者は 269 人(52.2%)であり、保有資格は、社会福祉士が最も多く 217 人(42.1%)、次いで精神保健福祉士が 115 人(22.3%)、介護福祉士が 67 人(13.0%)であった。

2. 虐待対応の全体的な手続きの因子分析結果

1) 虐待対応の全体的な手続きの探索的因子分析

虐待対応の全体的な手続きの 30 項目の平均値と標準偏差は Table 2 の通りである。質問の記述統計量を確認し、天井効果とフロア効果が生じていないことを確認した。次に、虐待対応の全体的な手続きが実際にどのような構造であるのかを明らかにするため、探索的因子分析(プロマックス回転を伴う一般化最小 2 乗法)を行った。全 30 の質問項目に対して因子数は、固有値 1 以上を基準に、また、因子負荷量は

0.40 以上を基準に判断し、項目の意味と内容を考慮しつつ検討を行った。その後、スクリープロットを用いて因子構造を検討したところ、3 因子構造が妥当であると考えられ、再度 3 因子を仮定し因子分析を行った。最終的な因子パターンと因子間相関を Table 3 に示す。なお、回転前の 3 因子における 30 項目の全分散を説明する割合は 63.828%であった。

抽出できた因子については、第 1 因子を「養護者との関係性の構築と真意を読み取る支援」、第 2 因子を「障害者との関係性の構築と現状を見極める支援」、第 3 因子を「判断基準の統一と迅速で最善な虐待対応支援に繋げる連携協力体制」とそれぞれ命名した。内的整合性を検討するため各下位尺度の α 係数を算出したところ、すべて 0.9 以上であり十分な値が得られた。

2) 虐待対応の全体的な手続きの確認的因子分析

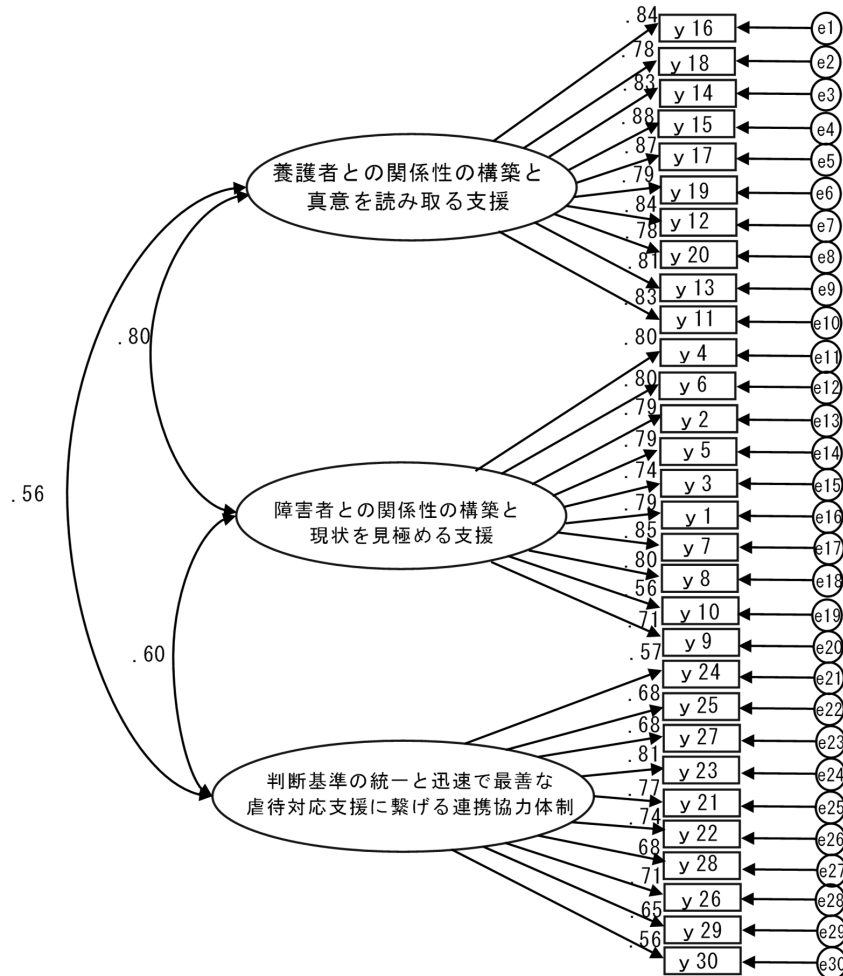


Fig. 1 虐待防止センター職員の虐待対応支援の全体的な手続きの確認的因子分析の結果

探索的因子分析で抽出できた因子の関係性を考察し、虐待対応の全体的な手続きを検討した。探索的因子分析によって抽出された3因子30項目の因子モデルの妥当性を検証するため、共分散構造分析による確認的因子分析(重み付けのない最小2乗法)を行った。その結果はFig.1の通り、パス係数は0.56以上ですべて有意であった。各因子の相関係数は3因子すべての中で正の相関がみられた($r=0.56\sim 0.80$)。また、適合度を示す指標においては、GFI=.988, AGFI=.986であり、適合的なモデルを判断する基準(小松, 2019)7)を満たしていた。

3. 無自覚な養護者に対する虐待対応支援の結果

Table 4の通り各因子の下位尺度得点について平均値の差を比較した。一元配置分散分析を行うにあたり、等分散性の検定を行ったところ、無自覚な養護者の場合に分離保護となるケースは多いと思うに関して、第1因子に有意差がみられたことから Welch の検定を、それ以外については下位検定について Tukey HSD 法を用いた。有意差がみられたのは、「無自覚な養護者による虐待は多いと思う」、「同居家族も虐待に気づいていないと思う」の項目であった。「無自覚な養護者による虐待は多いと思う」(第1因子: $F(2,512)=5.14, p=.006, \eta^2=0.02$)、(第2因子: $F(2,512)=8.38, p<.001, \eta^2=0.03$)、(第3因子: $F(2,512)=9.16, p<.001, \eta^2=0.04$)では、全ての因子で、その通りであるの得点が、どちらともいえないと比べて有意に高く、また、「同居家族も虐待に気づいていないと思う」(第3因子: $F(2,512)=3.08, p=.047, \eta^2=0.01$)では、第3因子で、その通りであるの得点が、どちらともいえないと比べて有意に高かった。これらの結果では、有意差が見られたものの、効果量は全体として小さかった。

● IV. 考察

1. 虐待対応の全体的な手続きの因子構造

- 1) 第1因子「養護者との関係性の構築と真意を読み取る支援」

養護者への虐待対応支援として、頻りにコミュニケーションを取ることで、養護者の希望の実現や不安の解消等を図り、関係性の構築に努める。そして、養護者が虐待であることを理解し、自身の行動を振り返ることができることや、障害者との関係を築き直すことができるよう、養護者が知っている障害者の思いも話してもらい、養護者の内に秘める真意を理解するといった支援が一つの因子として整理される。

障害者家族には、既に限界を迎えてもさらに「がんばる」ことを強要させられている現状がある(土屋, 2016)¹⁰⁾ことや、加害者である養護者が何らかの支援を必要としている場合も少なくない(厚生労働省, 2022)¹¹⁾。養護者が抱える切実な悩みや苦しみを聞かせてもらい、それを言語化することにより、心理的負担の軽減を図るだけではなく、養護者が持つ希望の実現や不安の解消に尽力し、養護者から信頼される関係性を築くことが必要となる。

上述の通り、養護者側の虐待要因は、無自覚な養護者(42.3%)が最も多い調査結果であることや、家庭環境の虐待要因では「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係(42.5%)」が最も多い(厚生労働省, 2023)¹²⁾。養護者自らが罪を認め、悔い改めることができるように、また、誤ってしまった障害者との関係を見つめ直すことができるように、養護者の心に寄り添いながら、表面だけでは捉えにくい背後にある真意を丹念に読み取り、養護者の真意に沿った虐待対応支援が求められる。

2) 第2因子「障害者との関係性の構築と現状を見極める支援」

障害者への虐待対応支援として、絶えずコミュニケーションの場を設け、障害者が持つ希望の実現や不安の解消等に努めることにより、関係性の構築を図る。さらには、障害者の潜在能力を探りつつ、養護者の日頃の状況や障害者が知っている養護者の思いを話してもらい、障害者の表情を注意深く観察することで、障害者の置かれている現状を丁寧に見極めるといった支援が一つの因子として整理される。

虐待の影響によって、障害者が本来持っている生きる力や自信を喪失しているケースがあ

Table 4 虐待防止センター職員の虐待対応支援における必要不可欠の視点の下位尺度間相関

	第1因子	第2因子	第3因子	M	SD
第1因子	—	.755**	.517**	3.15	0.84
第2因子	—	—	.549**	3.36	0.76
第3因子	—	—	—	3.61	0.76

** $p<.01$

ることや、長期間に渡る虐待により、障害者が無力感から助けを諦めるケースもある(厚生労働省, 2022)¹¹⁾。障害者と常にコミュニケーションを図り、障害者の意向を受け止め、障害者が持つ希望を実現し、不安の解消等に努め、障害者と確かな関係性を築くことが必要となる。

また、養護者による虐待の多くは、プライベートな場で起こり、第三者に見えないことが多い(宗澤, 2012)¹³⁾。障害者の問題解決能力等を理解すると共に、障害者から養護者の日頃の状況・思いを傾聴し、養護者をどのように捉えているのか等を多面的に理解し、障害者の顔・身振りに表れた内部の感情を読み取り、表出されていないニーズも把握し、障害者の生活全体を意識し、障害者の置かれている現状を的確に見極めることが求められる。

3) 第3因子「判断基準の統一と迅速で最善な虐待対応支援に繋げる連携協力体制」

虐待対応支援の連携協力体制として、管理者や他の職員と頻繁にコミュニケーションを図り、何か問題が生じた時には相談し、アドバイスを交わすことにより問題を共有し、虐待について個々の価値観を整理し、判断基準を統一する努力を行う。また、関係部署や外部機関から助言や協力等がスムーズとなることや、外部機関から虐待対応のアドバイスを受けることによって、迅速で最善な虐待対応支援に繋げるといった連携協力体制が一つの因子として整理される。

虐待事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け、複数の視点により、組織的に行うことが必要となる(厚生労働省, 2022)¹¹⁾。そのため、組織内での意見の多様性を尊重し、日常的に価値観を共有することが効果的であり、それが組織的な判断の一部となる。そして、普遍的に妥当する価値観は存在しない¹⁴⁾ことから、各個人は絶えず自分の価値観を見直し、自己反省による定期的な内観を行う必要がある。

また、虐待対応支援について、迅速な対応を可能とするには、関係部署等への連絡や情報共有が重要となる(厚生労働省, 2022)¹¹⁾。それには、日頃から関係部署等の枠に捕らわれない連携協力体制を整備し、正確に必要な情報の入手や、様々なサポートを受けられる効果的な体制を構築していくことが求められる。

2. 無自覚な養護者に対する複雑な対応と解釈

無自覚な養護者において、認識の不完全性や欠如は、養護者が虐待という行動を認識することを困難にする可能性があり、さらに、その状

況は養護者の自己評価、感情制御および提供する養護の質に直接的な影響を及ぼす可能性がある。この点を裏付ける形で、厚生労働省の調査(2023)¹²⁾によれば、養護者による虐待の最も一般的な要因は「養護者が虐待と認識していない」ことであり、その割合は42.3%に上る。この統計は、養護者の無自覚性が虐待行為と直接的に関連していることを示す重要な指標であり、無自覚性が虐待の防止を難しくする課題を浮き彫りにする。

また、無自覚な養護者に対する虐待対応支援では、「養護者との関係性の構築と真意を読み取る支援」は本質的な視点と捉えることができる。これは養護者が無自覚な状態から自覚の状態へ移行する際の基盤を形成する要素として解釈される。

しかし、本研究では、この視点だけではなく、被害者である障害者の状況を的確に理解し、適切な対策を立案する重要性や、関係機関等との緊密な連携と協力体制も必要であることが示された。具体的には、前節で述べた「障害者との関係性の構築と現状を見極める支援」や「判断基準の統一と迅速で最善な虐待対応支援に繋げる連携協力体制」についても、虐待対応支援における主要な要素として確認された。

さらに、「同居家族も虐待に気づいていないケースは多いと思う」の問いに対し、「判断基準の統一と迅速で最善な虐待対応支援に繋げる連携協力体制」の重要性が示された。これは、養護者だけでなく、同居家族も虐待の現状を理解することが困難であることを示している。したがって、障害者の危険性を即座に把握し、適切な虐待対応支援を提供するためには、虐待防止センター職員間における共通の判断基準や、関係機関等との連携協力体制が必要であることを説明している。

このように「養護者との関係性の構築と真意を読み取る支援」や「障害者との関係性の構築と現状を見極める支援」、「判断基準の統一と迅速で最善な虐待対応支援に繋げる連携協力体制」には有意差が認められた。しかし、その効果量は微小であった。これは、各要素が虐待対応支援における重要性を保持しつつ、相互に連携し、複雑な問題解決に寄与する一部という位置づけを示唆している。つまり、それぞれの要素は虐待対応支援の全体的な体系の中で独自の役割を果たしており、その対応と評価において注意が必要であることが確認された。

そして、本研究からは、虐待防止センター職

員が無自覚な養護者に対する虐待対応支援の手順を明確化する可能性が示唆された。これは養護者が自身の行動を再評価し、過去の過ちを繰り返さない環境を形成するための手法と解釈できる。つまり、養護者が自身の行動を自省し、自発的な改善を促すことが可能となるよう、虐待防止センター職員が養護者に対して深い理解と共感を示し、養護者が自身の行動を虐待と認識できる「気づき」を引き出すことが重要となる。

本研究では「養護者との関係性の構築と真意を読み取る支援」を明らかとしたが、そこでは「養護者が虐待であることを自覚し、振り返ることができるようにする」という仮説が含まれている。この結果は、虐待防止センター職員が、虐待対応支援を展開するなかで、養護者の「気づき」を促す役割を果たすという観点で解釈することができる。しかし、この推論は、養護者が既に虐待を自覚しているという仮定に基づいている。そのため、実際には虐待防止センター職員が養護者の自覚を促進し、「気づき」を引き出すための具体的な戦略や手段についても検討する必要がある。この視点を含め、無自覚な養護者に対する虐待対応支援の枠組みは、養護者に対する深い理解と共感、そして、無自覚な虐待への「気づき」を促進するための戦略と手段によって形成されていると推察できる。

3. 結論と今後の研究課題

本研究では、虐待防止センター職員の虐待対応支援の認識を分析し、その効果性を統計的に明らかにすることを目的とした。その結果、虐待事案と真摯に向き合う虐待防止センター職員が、障害者や養護者の思いを受け止め、人間関係を丹念に築くことにより、虐待の防止と障害者の保護に向け、困難に立ち向いながらも懸命に努力を重ね、不断に取り組む実践が明らかとなった。

そして、研究の成果として、「養護者との関係性の構築と真意を読み取る支援」、「障害者との関係性の構築と現状を見極める支援」、「判断基準の統一と迅速で最善な虐待対応支援に繋げる連携協力体制」の三つの要素が虐待対応の実践ガイドラインとして示された。これにより、虐待防止センター職員の支援方針の視点が明らかとなった。

また、これまでの先行研究の蓄積において、殆ど取り扱われてこなかった、無自覚な養護者に対する虐待対応支援については、虐待防止センター職員が養護者への理解と共感を示し、養

護者の自覚を促し、虐待の再発防止に寄与するプロセスを明らかにした。これらの観点から、本研究は虐待対応支援に関する知識の蓄積に一定の貢献をしたと考える。

最後に、本研究の限界として、分析した虐待対応の全体的な手続きが限定的であること、また、虐待対応支援を更に深く理解するためには、養護者の家族等に対する支援も検討することが必要となる。虐待防止センター職員の基本属性と虐待対応の全体的な手続きに関する詳細な分析については、紙幅の都合上、別稿にて紹介する予定である。

今後の研究では、これらの限界を詳細に探究し、整理することが必要である。研究成果を実践現場に適用し、その影響を明らかにすることが目標となる。さらに、虐待対応支援における実践ガイドラインの発展と強化について研究を進めることが求められる。その一環として、これらがどのように虐待防止センター職員の実務に反映されるかについても深く考察することが重要となる。

注 釈

*1)これらの事件は、朝日新聞デジタルを参照している。「みひかり園」2005年7月4日夕刊、「カリタスの家」2007年2月8日夕刊、「アカス紙器」2003年4月18日朝刊。

*2)広辞苑(2013)⁹⁾によれば、「自覚」とは、「自己自身の置かれている一定の状況を媒介として、そこにおける自己の位置・能力・価値・義務・使命などを知ること」を指している。これを踏まえ、「無自覚」とは、自己の位置・能力・価値・義務・使命などを適切に理解していないことを意味し、それは、自身の行動、感情、思考に対する認識が不完全であるか、または完全に欠如している状態と定義した。

付 記

本稿は2018～2020年度科学研究費補助金若手研究 18K13000 による研究成果の一部(2021年まで延長)。

文 献

1)Curry, Mary A., Renker, P. & Robinson-Whelen, S. et al. (2011): Facilitators and Barriers to Disclosing Abuse Among Women With Disabilities. *Violence and Victims*, 26(4), 430-440.

- 2) Emily M. Lund and Christian V. Sabey and Katie B. Thomas and Lauren M. Bouchard(2017) : Physical Abuse of People with Intellectual and Other Developmental Disabilities in Residential Care. The Wiley Handbook of Violence and Aggression, pp. 1-13.
- 3) 五味洋一・志賀利一・村岡美幸・大村美保・相馬大祐・信原和典(2014) : 相談機関における障害者虐待の認知状況(その 2)―地域の相談機関における虐待事例分析―. 国立のぞみの園紀要, 8, 35-50.
- 4) 平野方紹(2012) : 障害者虐待への対応と体制整備. 宗澤忠雄編, 障害者虐待その理解と防止のために. 中央法規, pp.138.
- 5) 岩波書店編(2013) : 自覚の項目, 広辞苑第六版. 岩波書店, pp.1199.
- 6) 木原活信・中川吉晴・藤井美和監訳(2014) : ソーシャルワークにおけるスピリチュアリティとは何か―人間の根源性にもとづく援助の核心―. ミネルヴァ書房, pp.13-20.
- 7) 小松誠(2019) : テキスト出力 : 適合度. 豊田秀樹編, 共分散構造分析 [Amos 編]. 東京図書, pp.18.
- 8) 小森晶寛(2012) : 養護者による虐待防止に向けた実務と注意点. 実践成年後見, 43, 32-41.
- 9) 厚生労働省(2005) : 障害者虐待防止についての勉強会. 厚生労働省. <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/06/s0610-9f.html> (2022.7.3 取得).
- 10) 厚生労働省(2018) : 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き. 厚生労働省. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000211202.pdf>(2021.9.7 取得).
- 11) 厚生労働省(2022) : 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(一部改訂版). 厚生労働省. <https://www.mhlw.go.jp/content/000944497.pdf>(2022.9.7 取得).
- 12) 厚生労働省(2023) : 令和 3 年度「障害者虐待の防止, 障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書. 厚生労働省. <https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/001077284.pdf>(2023.7.3 取得)
- 13) 宗澤忠雄(2012) : 養護者による虐待. 宗澤忠雄編, 障害者虐待その理解と防止のために. 中央法規, pp.204.
- 14) 日本総合研究所(2019) : 障害者虐待の未然防止等に関する研究事業. 日本総合研究所. <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521800.pdf>(2021.9.7 取得)
- 15) Nosek, Margaret A., Foley, C. C. & Hughes, R. B. et al. (2001) : Vulnerabilities for Abuse Among Women with Disabilities. Sexuality and Disability, 19, 177-189.
- 16) 大村美浦・志賀利一・信原和典・五味洋一・相馬大祐(2015) : 養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究―分離保護実績のある 5 自治体の聞き取り調査より―. 国立のぞみの園紀要, 8, 51-57.
- 17) 鈴木康仁(2016) : 障害者虐待防止センターの役割と支援の実際. 発達障害研究, 38(2), 191-196.
- 18) 土屋葉(2016) : いま, 障害のある人と家族は. ノーマライゼーション: 障害者の福祉, 36(2), 9-11.

(受稿 2024.5.8, 受理 2024.7.18)